

ワーキンググループの設置について（案）

1 設置の目的

京都市動物愛護行動計画に基づく取組を進めていくに当たり、動物愛護管理行政だけでは解決が難しい課題について、専門的な知見から具体的な検討を行う必要がある。

上記の課題に特化した検討を行うため、京都市動物愛護推進会議の作業部会としてワーキンググループを設置する。

2 検討内容

ワーキンググループでは、第二期京都市動物愛護行動計画にある新規・強化事業のうち、特に、多機関連携が必要となる「多頭飼育・ひとり暮らし高齢者対策」及び「動物愛護教育の推進」について検討する。

(1) 多頭飼育・ひとり暮らし高齢者対策

犬猫の避妊去勢手術や万が一の際のペットの受入先を決めておく等のペットを飼う高齢者が備えておくべき事項を記した高齢者や介護関係者に役立つ啓発物の作成等を検討する。

(2) 動物愛護教育の推進

年齢層の高い子どもへのアプローチとして、各年代の子どもに応じた動物愛護教育を研究し、学習時間等に活用できるような動物愛護カリキュラム（仮称）を検討する。

3 構成員

ワーキンググループの構成員は、テーマに応じて、市長が京都市動物愛護推進会議委員及びテーマに見識のある者から指名する。

京都市動物愛護推進会議開催要綱

現 行	改 正 案
(開催) 第 1 条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 9 条に基づき、専門的な見地から幅広く意見を聴取することを目的として、京都市動物愛護推進会議（以下「会議」という。）を開催する。 (会議の役割) 第 2 条 会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。 (1) 動物愛護行政の推進に関する意見交換及び意見調整に関すること (2) 動物愛護推進員の委嘱推進並びに活動支援に関すること (3) 動物愛護に関する普及啓発に関すること (4) その他動物愛護に関すること (組織) 第 3 条 会議は、1 2 人以内の委員をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者の中から市長が就任を依頼する。 (1) 動物愛護行政に専門的な知識を有する者 (2) 公益社団法人京都市獣医師会に属する者 (3) 動物愛護団体の関係者 (4) 地域の保健衛生に関わる団体の関係者 (5) その他必要と認められる者 (委員の任期) 第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (座長) 第 5 条 座長は、市長が指名する。 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。 (会議) 第 6 条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。 2 会議は、年 2 回程度開催する。	(開催) 第 1 条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 9 条に基づき、専門的な見地から幅広く意見を聴取することを目的として、京都市動物愛護推進会議（以下「会議」という。）を開催する。 (会議の役割) 第 2 条 会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。 (1) 動物愛護行政の推進に関する意見交換及び意見調整に関すること (2) 動物愛護推進員の委嘱推進並びに活動支援に関すること (3) 動物愛護に関する普及啓発に関すること (4) その他動物愛護に関すること (組織) 第 3 条 会議は、1 2 人以内の委員をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者の中から市長が就任を依頼する。 (1) 動物愛護行政に専門的な知識を有する者 (2) 公益社団法人京都市獣医師会に属する者 (3) 動物愛護団体の関係者 (4) 地域の保健衛生に関わる団体の関係者 (5) その他必要と認められる者 (委員の任期) 第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (座長) 第 5 条 座長は、市長が指名する。 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。 (会議) 第 6 条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。 2 会議は、年 2 回程度開催する。

3 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。 (事務局) 第7条 会議の事務を処理するため、保健福祉局に事務局を設置する。 (補則) 第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。 (経過措置) 2 第6条1項の規定にかかわらず、最初の協議会は、保健福祉局長が招集する。 附 則 この要綱は、平成17年9月13日から施行する。 附 則 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成23年11月22日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。	3 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。 <u>(ワーキンググループ)</u> <u>第7条 市長は、テーマ別に特化した検討を行う作業部会として会議の委員等で構成するワーキンググループを設置することができる。</u> (事務局) 第8条 会議の事務を処理するため、保健福祉局に事務局を設置する。 (補則) 第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。 (経過措置) 2 第6条1項の規定にかかわらず、最初の協議会は、保健福祉局長が招集する。 附 則 この要綱は、平成17年9月13日から施行する。 附 則 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成23年11月22日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和4年 月 日から施行する</u>
---	--

京都市動物愛護推進会議ワーキンググループ運営要領（案）

1 ワーキンググループの設置

京都市動物愛護推進会議開催要綱第7条の規定に基づき、次に掲げるテーマを検討するため、京都市動物愛護推進会議の委員等によるワーキンググループを設置する。

- (1) 多頭飼育・ひとり暮らし高齢者対策
- (2) 動物愛護教育の推進について

2 招集

- (1) ワーキンググループは、市長が招集する。
- (2) ワーキンググループの構成員は、テーマに応じて、市長が委員及びテーマに見識のある者から指名する。

3 庶務

ワーキンググループの庶務は、京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課において行う。

4 補則

この要領に定めるもののほか、ワーキンググループに必要な事項は市長が定める。

附則

この要領は、令和4年 月 日から施行する。